

学校法人創価大学無線 LAN 通信取扱い規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人創価大学ネットワーク管理運用に関する規程（以下、「ネットワーク規程」という。）第2条で定める「ネットワーク」に無線 LAN 通信を含め、学内における無線通信電波の公平かつ効率的な利用を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 本規程の対象者は、本法人の学生、教職員とする。

2 学外からの利用者については個別に対応する。

(ガイドラインの策定)

第3条 情報ネットワークセンター（以下センターという）は、「無線 LAN 利用ガイドライン」を定め、本法人構成員に周知徹底するとともに必要に応じて改訂を行う。

(許可)

第4条 本法人が設備する無線 LAN 通信環境を維持するために、独自の無線 LAN 機器の設置など無線通信の利用を制限する。

2 教育・研究、業務遂行のために無線 LAN アクセスポイントを設置することを希望する場合は、センターに対して利用申請を行い、許可を得なければならない。

3 センターは、前項の申請に基づいて設置された設備について利用状況を適宜調査し、年度ごとに許可の見直しを行なう。

(違反行為に対する措置)

第5条 違反行為に対する措置は、ネットワーク規程第7条に準じる。

(事務局)

第6条 本規程に関する事務は、システム支援課が行う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、センターの議を経て理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。